

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 における税制等の措置（案）

令和2年4月20日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」より、主な税制や助成金等の措置をピックアップして、概要をご案内します。

なお、本情報は、令和2年4月22日現在財務省その他省庁のサイトで公表されている資料を基に作成しております。ご利用の際にはご注意ください。



目次

新型コロナウイルス緊急経済対策 税制編

P.1~4

納税が1年間猶予に.....	1
テレワーク等に設備投資した中小企業には.....	1
資本金1億円超10億円以下の法人も欠損金の繰戻し還付が可能に.....	2
中止イベントのチケット代が寄附金控除の対象に.....	2
入居期限に間に合わなくても住宅に係る減税適用は可能.....	2
課税期間開始後も消費税課税事業者の選択変更が可能に.....	3
中小企業者等は売上減少幅に応じて固定資産税等が軽減.....	3
影響を受けながらも果敢に新たに設備投資を行う中小事業者等の支援策.....	4
自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長.....	4
特別貸付けの契約書に印紙は不要.....	4

新型コロナウイルス緊急経済対策 助成金・給付金編

P.5~7

雇用調整助成金.....	5
新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金.....	5
持続化給付金.....	6
中小企業生産性革命推進事業.....	6
新型コロナウイルス感染拡大防止の要請に応じた協力金.....	6
全国全ての人々への新たな給付金（特別定額給付金（仮称））.....	7
子育て世帯への臨時特別給付金.....	7

ほぼ全ての税目

納税が1年間猶予に

所得税、法人税、消費税等、ほぼ全ての税目が対象。地方税も猶予されます。無担保で、延滞税もかかりません。

主な要件	令和2年2月1日以後の任意の期間（1ヶ月以上）での収入が大幅に減少（前年同期比概ね20%以上の減少 [※] ）し、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮した時等に一時の納税が困難と認められる場合。
措置内容	無担保かつ延滞税なしで1年間、徴収猶予（印紙納付分等を除く全ての税目）
対象期間	令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税・地方税

（※）不動産所有者等がテナント等の賃料支払いを減免した場合や、納付期限において、書面等により賃料支払いを猶予中の場合も収入の減少として扱われることとなる見込み



注意！

国税庁から公表されている「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」その他新型コロナウイルス感染症に関するFAQには、申告所得税や法人税等の申告・納付期限の個別延長、納付の猶予制度について、案内があります。FAQにあるこれらの措置と、上記猶予措置とは異なります。例えば、上記猶予措置は一定以上の収入減少が要件ですが、FAQのこれらの措置には、このような決まった収入減少要件はありません。ご注意ください。

法人税、所得税

テレワーク等に設備投資した中小企業には……

中小企業によるテレワーク等のための設備投資が、中小企業経営強化税制の対象に追加されました。

主な要件	中小企業者等が認定を受けた経営力向上計画に記載されたテレワーク等のための設備 ^{※1} 投資をした場合 <small>（※1）対象設備…遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当するデジタル化設備（機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア）</small>
措置内容	中小企業経営強化税制の適用 ^{※2} を受けることができる
対象期間	令和3年3月31日まで（現行制度と同期間）

（※2）中小企業経営強化税制で受けられる税制措置

設備の即時償却

又は

設備投資額の10%[※]の税額控除（法人税又は所得税の20%上限）

（※）資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%

法人税

資本金 1 億円超 10 億円以下の法人も欠損金の繰戻し還付が可能に

資本金 1 億円以下の法人にしか適用できない「青色欠損金の繰戻し還付制度」について、特例により、資本金 1 億円超 10 億円以下の法人まで適用が可能となります。

主な要件	資本金 1 億円超 10 億円以下の法人（大規模法人の 100%子会社等を除く）
措置内容	青色欠損金の繰戻し還付制度の適用
対象期間	令和 2 年 2 月 1 日から令和 4 年 1 月 31 日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金

所得税、個人住民税

中止イベントのチケット代が寄附金控除の対象に

中止等された文化芸術・スポーツイベントについて、チケットの払戻しを個人が受けなかった場合に、その金額分を“寄附”として取扱う特例が設けられます。

主な要件	文化芸術・スポーツに係る一定のイベントの入場料等について、観客等が払戻請求権を放棄した場合（申告の際に一定の証明書が必要となる予定）
措置内容	放棄した金額が、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象（上限 20 万円）
対象期間	令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までに日本国内で開催する予定だったものであり、かつ、現に中止等されたもの

この措置は、個人住民税の税額控除の適用も可能となる措置が講じられます。

所得税、個人住民税、不動産取得税

入居期限に間に合わなくても住宅に係る減税適用は可能

新型コロナウイルス感染症の影響で、住宅ローン控除の入居期限に間に合わない場合でも一定の要件を満たせば、期限内に入居したものとして適用を受けることができます。

主な要件	新型コロナウイルス感染症の影響によって当初要件の入居期限に間に合わない場合で、一定の要件に該当し、かつ、一定期間内に入居した場合
措置内容	住宅ローン控除の適用が可能
対象期間	新築等の場合は令和 3 年分以後、中古住宅の半年以内入居要件の場合は令和 2 年分以後の所得税について適用



この措置は、個人住民税の税額控除の適用も同様に可能となる措置が講じられます。

なお、耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置についても、令和 3 年度末入居分までの特例措置として、同様の取扱いとなります。

課税期間開始後でも消費税課税事業者の選択変更が可能に

次の場合には、課税期間開始後であっても、税務署の承認を受けることにより、課税事業者を選択する、又は選択をやめることができます。

主な要件	令和2年2月1日以後の任意の期間（1ヶ月以上）での売上が前年同期比概ね50%以上の減少をした場合で、かつ、当該課税期間の申告期限までに申請書を提出し、税務署長の個別の承認を得た場合
措置内容	課税期間開始後における次の届出の変更が可能 ①課税事業者選択届出書 ②課税事業者選択不適用届出書
対象期間	今般の特例法の施行後に申告期限が到来し、かつ、令和2年2月1日以降、令和3年1月31日までの期間に売上減少が生じた期間が存在する課税期間

この特例によって課税事業者を選択する場合には、**課税事業者を2年間継続する必要はなく、翌課税期間に選択をやめることもできます。**



注意！

国税庁から公表されている「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」その他新型コロナウイルス感染症に関するFAQには新型コロナウイルス感染症の影響により、各種申請や届出など提出が困難な場合は、個別に期限延長の取扱いを受けられる旨の案内があります。この案内にある措置と、上記特例措置とは異なります。ご注意ください。

中小企業者等は売上減少幅に応じて固定資産税等が軽減

償却資産と事業用家屋の固定資産税、都市計画税の軽減措置。

主な要件	令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が前年同期間比で30%以上減少 [※] している中小事業者等
措置内容	償却資産・事業用家屋に係る固定資産税（都市計画税）の課税標準を次の割合とする ・ 減少割合：30%以上 50%未満…2分の1 ・ 減少割合：50%以上…ゼロ
対象期間	令和3年度課税の1年分

（※）不動産所有者等がテナント等の賃料支払いを減免した場合や、書面等により一定期間、賃料支払いを猶予した場合も収入の減少として扱われることとなる見込み

なお、令和2年度分の固定資産税（都市計画税）については、1ページの「納税が1年間猶予に」もあわせてご参照ください。

影響を受けながらも果敢に新たに設備投資を行う中小事業者等の支援策

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資する中小事業者等を支援すべく、固定資産税の特例措置の適用対象に、一定の事業用家屋及び構築物が追加されます。適用期限も2年延長される予定です（生産性向上特別措置法の改正が前提）。



主な要件	中小事業者等が行った新規設備投資
措置内容	固定資産税の減額措置適用対象に一定の事業用家屋及び構築物 [※] を追加 <small>（※）事業用家屋…取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの 構築物…旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの</small>
対象期間	適用期限を令和4年度まで2年延長

自動車税、軽自動車税

自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

自動車購入者に対する税負担軽減措置が半年延長されます。

主な要件	自家用乗用車（登録車及び軽自動車）を取得
措置内容	自動車税・軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減
対象期間	適用期限を6ヶ月延長（令和3年3月31日までの取得分）



印紙税

特別貸付けの契約書に印紙は不要

金融機関等が新型コロナウイルス感染症による影響を受けた事業者に対して行う特別な貸付けの契約書は、印紙税が非課税となります。既に印紙税を納付した方は、還付が受けられます。

- 参考： 財務省「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置（案）」 https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku.html
 総務省「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方税における対応について」 https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html
 国税庁「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/faq.pdf>
 国税庁「申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ」 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-021_02.pdf
 国税庁「法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ」 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-044.pdf>
 国土交通省「（4月17日付事務連絡）新型コロナウイルス感染症に係る対応について」 <https://www.mlit.go.jp/common/001341221.pdf>

雇用調整助成金

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用を維持すべく一時的に休業等を行った場合、休業手当、賃金等の一部が助成されます。

感染拡大防止のため、4～6月の緊急対応期間中は、全国の全ての業種の事業主を対象に、助成内容・対象の大幅拡充や、要件の緩和が実施されています。

主な拡充内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成率引上げ（中小企業は5分の4、大企業は3分の2に） ・ 解雇等なしで、更に助成率引上げ（中小企業10分の9、大企業4分の3） ・ 雇用保険被保険者ではない非正規雇用労働者、雇用期間6ヶ月未満の新規学卒採用者なども対象に ・ 緊急対応期間の休業は、通常の支給限度日数（1年間で100日）とは別枠 ・ 自宅でインターネット等を用いた教育訓練も加算の対象に
--------	---

問い合わせ先：都道府県労働局または公共職業安定所（ハローワーク）

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金

感染拡大防止のために休業した小学校等に通う子供の保護者である労働者の、休職に伴う所得減少を補うための助成金・支援金。

正規雇用、非正規雇用を問わず、有給休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた企業	助成金	休暇中に支払った賃金相当額×10/10 ※ 1日当たり 8,330円 が上限
委託を受けて個人で仕事をする方が、契約した仕事ができなくなった場合	支援金	就業できなかった日について 1日当たり4,100円（定額）

問い合わせ先：学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター（電話）0120-60-3999

持続化給付金

事業の継続や再起のための給付金。事業全般に広く利用できます。

法人は 200 万円、個人事業者は 100 万円（前年の事業収入からの減少分を上限）が支給されます。



対象	新型コロナウイルス感染症の影響で売上が前年同月比で 50%以上減少 している者
	※ 中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等が対象（資本金 10 億円以上の大企業は対象外となります）
	※ 医療法人、農業法人、NPO 法人、社会福祉法人等、会社以外の法人も対象

問い合わせ先：中小企業 金融・給付金相談窓口（電話）0570-783183

中小企業生産性革命推進事業

中小・小規模事業者の生産性向上を後押しすべく、特別枠が設定されています。

● ものづくり補助金 サプライチェーンの毀損等に対応した設備投資等	⇒ 要件の達成時期の猶予等
● 小規模事業者持続化補助金 新型コロナの影響を受けながらも行う販路開拓等	⇒ 加点措置
● IT 導入補助金 事業継続力強化のためのテレワークツールの導入	⇒ 加点措置

問い合わせ先：独立行政法人 中小企業基盤整備機構（電話）03-6459-0866

新型コロナウイルス感染拡大防止の要請に応じた協力金

要請期間中に休業等をした中小企業や個人事業主に対して、「感染拡大防止協力金」等の名目で資金を支給する地方公共団体があります。

詳細は、事業所等の所在する各地方公共団体へお問い合わせください。

全国全ての人々への新たな給付金（特別定額給付金（仮称））

家計への支援を行うために、一律に、給付対象者 1 人当たり 10 万円が支給されます。

- 給付対象者：基準日（令和 2 年 4 月 27 日）において、住民基本台帳に記録されている者
- 受給権者：給付対象者の属する世帯の世帯主

問い合わせ先：コールセンター（電話）03-5638-5855



この給付金に、所得税及び個人住民税はかかりません。

子育て世帯への臨時特別給付金

子育て世帯に関しては、児童手当を受給する世帯に対し、児童 1 人当たり 1 万円を上乗せする臨時特別の給付金（一時金）が支給されます。



この給付金も、所得税及び個人住民税はかかりません。

上記以外にも、次のような支援策が予定されています。

- 感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対する、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除
- 収入の減少により生活に困窮されている方に対する緊急小口資金等の特例を継続実施（緊急小口資金で最大 20 万円貸付。なお、収入の減少が続く場合等には、更に総合支援資金で、二人以上世帯の場合は最大 20 万円を 3 ヶ月間貸し付けることで対応（合計 80 万円）するとともに、償還時に所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除できる）
- 高校生や大学生に対する授業料の減免

参考： 内閣府「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～（令和 2 年 4 月 7 日、令和 2 年 4 月 20 日変更）」 https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2020/20200420_taisaku.pdf
厚生労働省「雇用調整助成金」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html
厚生労働省「小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援のための新たな助成金を創設します」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html
経済産業省「持続化給付金に関するお知らせ」 <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf>
中小機構「中小企業生産性革命推進事業」 <https://seisansei.smrj.go.jp/>
首相官邸「生活と雇用を守るための支援策」 https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_shien.html
総務省「特別定額給付金(新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連)」 https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html